

令和6年度福岡県行政書士会くるめ支部定時総会議事録

開催日時：令和6年5月12日（日） 午後2時00分～午後4時00分

開催場所：ホテルニュープラザ（久留米市六ツ門町16-1）

出席者：出席41名 委任状67名 合計108名（構成員数144名）

出席状況の報告が行われ、支規規則第22条に定める定足数を満たしており、本総会が有効に成立する旨の宣言が為された。

まず、堺太一郎支部長より挨拶が行われ、続いて、福岡県行政書士会田村公隆会長より来賓挨拶があり、県会の活動報告と行政との防災協定締結の進捗についてご説明がなされた。

次に、福岡県議会議員自由民主党福岡県支部連合会会長の原口剣生様、福岡県議会議員の江口善明様、福岡県議会議員の井上寛様からの祝電を紹介した。

次に、議長選任の方法につき、議場に諮ったところ「執行部一任」との声が複数あり、執行部案として竹下勲会員を指名して議場に諮り、満場一致で選出された。なお、竹下勲議長の補佐として石橋和明会員を指名してともに壇上に登壇した。

次に、議長により杉野 琢美会員、三角 愛会員の2名が議事録署名人として指名され、両名共に承諾した。

議事

最初に、堺支部長より令和6年度県会定時総会代議員・政治連盟定期大会代議員・協同組合通常総代会総代選出の件で報告がなされた。

次に、議案審議に先立って、議長より、本総会の議案の採決の方法について、くるめ支部総会運営規則第11条第2項「表決は、議題についての異議の有無を議場に諮り、異議がないと認めるときは可決の旨を宣告する。又異議ある旨の発言があるときは、挙手又は起立により採決を行う」ことが述べられた。

次に、別紙議案書に従い、各号議案順次議事を進行した。

●第1号議案 令和5年度事業報告承認の件

●第2号議案 令和5年度収支決算報告承認の件・監査報告及び剰余金処分案承認の件

両議案は関連するため一括して審議された。

執行部による提案内容の説明及び監事による監査報告の後、質疑に入り、議場から下記の意見及び質問が出された後、議長が各議案について議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

〈宮崎信幸会員〉

○事前質問①

広報部会の活動内容の欄に、「くるめ支部 HP 日々の掲載、更新」との記載があるが、退会されている会員の名前が掲載されていた。更新等はきちんとされているのか。

→昨年9月からは田中啓介会員にホームページ運用業務を委託することになり、運用の正常化を図っている。名簿について現在は最新情報へ更新が完了しているが、一時期更新が止まっていたことは事実、宮崎信幸会員のご指摘については重く受け止めている。これらの問題について、ホームページ等広報検討会議を発足させて、ホームページをはじめとする広報媒体及びその運用方法の検討を議論しているが、その議題の一つとして「運用者の技術に依存しない媒体運用手段の採用」を掲げており、それによって解決を図れないか、只今検討を行っている。

○〈宮崎信幸会員〉再質問

HPの更新について執行部も把握して管理しているのか。

→HPの更新については執行部も把握している。日行連に掲載されている会員の情報、県会に掲載されている会員の情報、くるめ支部に掲載されている会員の情報が異なっている会員もある。くるめ支部HPの会員名簿の記載の在り方も再検討する。

○〈杉野琢美会員〉

令和5年度収支決算書における部活動費・研修費において予算額114万円に対して決算額が291,741円、広告宣伝費においても予算額80万円に対して582,225円と少ないのはなぜか。

→昨年度まで相談会にかかる経費について相談会運営費と部活動費・研修費に分けて計上されていた。この経費を正確に精査するために仕分けを整理した。そのため相談会運営費は予算20万円に対し決算612,600円、他方の部活動費・研修費において予算額114万円に対し、決算額が291,741円となっている。相談会運営費と部会活動費・研修費を合算した金額でみていただければ、事業に対する正確な数字となる。

○〈杉野琢美会員〉

法務局による相続登記の義務化について、他士業は広告を積極的にしている。相続登記の前の遺産分割協議は行政書士の仕事であることを積極的に広報するべきではないか。

→相続登記の遺産分割協議が行政書士の仕事であり、広報の必要性も十分認識している。広報の在り方を含めて検討する。

○〈高口裕司会員〉

ホームページをリニューアルされてもリンクされているホームページが少ない。そのため会員のホームページを作成することを奨励するような施策をしてほしい。

→広報事業としてどのようなものを求めるのかについては「ホームページ等広報検討会議」にて検討始めたところ、議事録についてはホームページに掲載している。HPの運営のしやすさを含めて、くるめ支部のホームページに何を求めるのか、行政書士業務を幅広く認知し

てもらうことなのか、または仕事につながる HP をくるめ支部として持ち、誘客を目指すのか、看板事業を廃止した経緯も含めて、十分な議論が必要である。個々の会員の HP を増やす施策については、個々の会員の事情もあるため、何が効果的な施策となるか検討する。

○〈有馬良信会員〉

くるめ支部会員に処分された会員が出た。今後はこのようなことがないようにしなければならないが、役員会で検討されているのか。

→くるめ支部会員が処分されていることは承知している。実際、総会資料に載せるかどうかについても執行部内で議論があったが、支部会員に知らせるため、あえて総会資料に記載した。

●第3号議案 令和6年度事業計画案承認の件

●第4号議案 令和6年度収支予算案承認の件

両議案は関連するため一括して審議された。

執行部による提案内容の説明の後、議場から下記の意見及び質問が出され、議長が各議案について議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

〈高橋賢二会員〉

○事前質問②

本年度予算額における広告宣伝費が、前年度決算額と比べ倍増している。備考欄に「新たな広報事業」とあるが、これは第3号議案（事業計画）中の「HPの改訂」を指しているのか。又は、これ以外にもなんらかの広報事業が予定されているのか。

→「ホームページ等広報検討会議」を発足させ、ホームページのリニューアルを含め、他の広報媒体についても検討している。現在、ホームページの更新作業は情報技術の知識が必要で、困難。ホームページリニューアルの予算額が現時点で見通せないため、多少の幅を持たせて予算計上している。なお、「ホームページ等広報検討会議」からの理事会への提案如何によっては、時期早々または議論が成熟していないと判断され、ホームページのリニューアルではなく、他の広報手段の検討を進めていくことも考えられる。この費目については令和6年度に全額予算執行をしない可能性もある。

→令和6年度久留米市が発行している「おくやみガイドブック」において広告を掲載している。この点、申込期限が令和6年3月であったため、契約をすでに完了している。令和7年度の広告についても同様に処理したいと考えている。

○〈高橋賢二会員〉再質問

HP制作について、外部委託を考えているのか。

→外部委託を考えている。

〈高橋賢二会員〉

○事前質問③

本年度予算額における当期末繰越金が、大幅な赤字となっている。本年度は、定期預金の解約が必要になるのではないか。

→定期預金は250万円が2つある。1つは普通預金に移行し、残りの定期預金は、規則検討委員会での検討状況をみて判断する。

○〈高橋賢二会員〉再質問

規則検討委員会で検討すべき基金の額は250万円という認識でよいか。

→その認識でよい。

〈宮崎信幸会員〉

○事前質問④

収支予算(案)の役員報酬には、支部長15万円等の記載があるが、支部の規模からすると、安過ぎる。支部長30万円等にしても何ら問題はないはず。南北久留米支部の合併後、支部活動費が2,000円と高いままで、支部長等の役員報酬が低く抑えられた結果として、剰余金を積立金という、10年以上塩漬け状態の不良資産化されている。今の役員の方々の業務内容が報酬に見合っているかは評価が分かれるかも知れないが、今後、仕事として責任と誇りを持って業務をしていただけるよう、早急な報酬額アップを提案する。

→報酬額アップについては、くるめ支部規則の改正が必要になる。現在、報酬額のアップ考えていない。なお、規則検討委員会において、業務手当に関する支部規則に関することを諮問事項の一つとして検討して頂いているため、他支部の状況も含めて、引き続き調査する。

●第5号議案 選挙管理委員選任の件

執行部の説明の後、人事案件のため直ちに議案について、議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

●第6号議案 福岡県行政書士会くるめ支部規則の一部改正について

【改正後】 この規則は、令和6年5月12日から施行。

第4章 総会

(中略)

(総会の議決事項)

第21条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
- (3) 規則の制定及び変更に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 選挙管理委員の選任及び解任に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総会及び理事会において、総会の決議を要するも

のとして決議した事項に関すること。

(中略)

第5章 理事会

(中略)

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業の計画及び執行に関すること。
- (2) 総会に付議する議案に関すること。
- (3) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 本会役員の推薦及び本会総会代議員の選定に関すること。
- (5) 地区協議会に関すること。
- (6) 本会総会代議員の選任及び解任に関すること。
- (7) その他支部長から付託された事項に関すること。

●第7号議案 福岡県行政書士会くるめ支部代議員選任規則一部改正について

【改正後】 この規則は、令和6年5月12日から施行。

(代議員資格)

第2条 代議員資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本会の役員でないこと。
- (2) 本支部の個人会員であること。
- (3) 本支部規則第9条第2項に定める権利停止中の者でないこと。

(選任の申出)

第3条 代議員として選任を希望する者は、事前にその旨を書面により支部長に申し出なければならない。

2 支部長は前条に規定する代議員資格を有する者の中に対して、代議員として選任を希望するかどうかの意思確認を行う義務を負うものとする。

(選任の手続)

第4条 支部長は、代議員として適性を有する者を、理事会に提案のうえ承認を得なければならない。

両議案は関連するため一括して審議された。

執行部による提案内容の説明後、議場から下記の意見及び質問が出され、議長が各議案について議場へ異議の有無を諮り、異議なしと認め可決承認された。

〈高橋賢二会員〉

○事前質問⑤

代議員選任規則の改正内容は相当と考えるが、改正案3条2項は「選任の申出」(3条)ではなく、「選任の手続」(4条)に該当することから、「4条2項」として「前項の選任にあたっては、第2条に規定する代議員資格を有する者に対して、代議員として選任を希望するかどうかの意思確認を行わなければならない。但し、前条により希望を申し出た者に対しては、この限りではない」としてはどうか。

→4条代議員の選任方法を規定している。予め支部長が理事会の承認を得て選定し、総会の

承認を得なければならない。選定は、3条の代議員として選任希望状況を参考にしながら、支部長ないし理事会が行うことになっている。「代議員として適性を有する者」を選定するため、前条の希望者が選定されるとは限らず、希望していなくとも選定される可能性はある。たとえ申出したとしても選任の参考程度にする程度の意義で、申出に関する意思確認レベルなので第3条が適切だと考える。

○〈高橋賢二会員〉

支部規則の改正には事前に県会会長の承認が必要なため、県会の会則にも抵触しないようにしてもらいたい。

→支部規則改正には事前の県会会長の承認が必要である。緊急に田村公隆会長に承認を求めて、県会としては規則改正を拒否する内容になっていないとの承認をいただいた。今後は県会の規則にも十分留意する。

竹下勲議長は、全ての議案審議が滞りなく終了した旨を宣言し、石橋和明議長補佐とともに降壇した。


その後、石井達哲副支部長より閉会宣言が行われ、本総会は閉会した。

上記のとおり相違ないことを認めます。


令和6年 7月11日

議

長

竹下勲 

議事録署名人

杉野琢彥 

議事録署名人

三角愛 